

労働総研 ニュース

No.350

2019年5月号

発 行 労働運動総合研究所（略称：労働総研） <http://www.yuiyuidori.net/soken/>
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501
☎(03)3230-0441 Fax(03)3230-0442 Eメール rodo-soken@nifty.com

若者の困難の背景にあるもの ～若年層生活困窮者の生活史調査から見えてきたこと～

加美 嘉史

1. 若者の「生きづらさ」と不可視化される「貧困」

「初めて会う人に対して、うち、絶対、自分から話しかけないから。向こうが話しかけてきても、怖いなと思うと、うちは黙る」

これはある自治体の生活困窮者シェルターに入所していた、若いひとりの女性の語りの一部である。この女性は子ども時代から虐待を受けて生きてきた。声を出さず、黙るという行為は、生き延びるために生み出した術であったように思われる。彼女のように生活困窮者シェルターに駆け込んできた若者の多くは、幾重にも積み重なった困難を抱え、生きている。

2010年以降、新卒者の就職状況の改善、完全失業率の低下、有効求人倍率の上昇傾向が続き、現在は「売り手市場」といわれる。「人手不足」が叫ばれ、若者の就職状況も改善したといわれている。一方で非正規雇用は約4割を占め、分厚いワーキングプア層（働く貧

困層）が創出されている。最低賃金の若干の引き上げが行われているが、実質賃金指数は低迷している。国税庁「民間給与実態統計調査（2016年分）」によると、年間給与が200万円以下の民間労働者は1,132.3万人（2015年は1,130.8万人）にのぼる。富裕層への富の集中が進み、階層分化も進展している。

そうしたなか、若者の「生きづらさ」は深まりを見せている。2014年6月3日に内閣府が公表した『子ども・若者白書』では韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン、日本の7カ国の満13～29歳を対象に行った若者の意識に関する国際比較調査の結果から、日本の若者は諸外国に比べて自己肯定感が低く、自分の将来に希望を持てず、不安を持つ若者が極めて多いことを指摘している。

自己肯定感を問う「自己を肯定的に捉え、自己に誇りを持っている者」は、他国は全て70%以上だが、日本は45.8%で最下位であった。この1週間の心の状態について「ゆううつ」に感じている若者は、ドイツ36.9%、フランス38.6%だが、日本は77.9%で2倍以上である。また、「自分の将来に希望を持っている」者は他国では80%を超えていたが、日本は61.6%で最も低い。「40歳になったとき幸せになっている」イメージを持つ者の割合も日

目 次

若者の困難の背景にあるもの	加美 嘉史	1
研究部会報告他		7

本は最下位であった。

子ども・若者の閉塞感は不登校やいじめ、自殺率の高さといった統計からも窺うことができる。日本財団が2018年に現役中学生6,450人を対象に行った「不登校傾向にある子どもの実態調査」によると「不登校傾向の中学生」は推計33万人（10.2%）にのぼり、10人に1人の生徒が不登校傾向にあると報告している。

2018年の19歳までの少年の自殺者数は599人で、増加傾向にある。学生・生徒等の自殺者数は年間812人にのぼっている（厚労省・警察庁『平成30年中における自殺の状況』）。国立大生の自死事例を分析した内田千代子氏の調査では、ほとんどの学生が学内の相談窓口も、精神科等の医療機関も訪れていたと指摘する（内田2010）。人に「助け」を求めるることはよくないとする自己責任的価値規範の浸透が子どもや若者を追い詰める要因になっていると考えられる。

「助けて」という声を出せないことは困難を不可視化させてしまう。その典型的のひとつが貧困状態にある人びとである。従来、「貧困」は主に「所得の低さ」（低所得）を軸に捉えられてきたが、近年は「低所得」の側面だけでなく、「社会参加」や「ケイパビリティの欠如」「幸福(well-being)」を追及する自由の欠如・権利の不全」といった観点からも貧困を捉える必要性も提起されている（志賀2016）。

例えばルース・リスターは「貧困」を「物質的な面」と「関係的・象徴的な面」から捉え、その関係性を「貧困の車輪」で説明している。リスターは車輪の車軸と外輪部のタイヤが連動して動くように、「貧困」は車軸となる「物質的側面」と外輪部の「非物質的側面」の剥奪が連動しながら創り出される構造にあるという。そして、車輪の外輪部の「非物質的側面」（関係的・象徴的な側面）として軽蔑、屈辱、恥辱やステイグマ、尊厳および自己評価への攻撃、他者化、人権の否定、シチズンシップの縮小、声を欠くこと、無力などをあげている（Lister2004=2011：22）。貧困とは低所得にとどまらず、軽蔑のなかで暮らすことで人間の尊厳が剥奪され、「声を欠くこと」になると指摘している。

では、貧困が生み出す「声を欠くこと」とはどのようなことか。スピヴァクのサバルタン（従属的社会集団）の捉え方をヒントに考えてみる。スピヴァクはサバルタンを「自らを語ることができない者」（スピヴァク1998）としているが、それはサバルタンが感情を持てずに「内的な生活を奪われている」のではなく、サバルタンの語りがそれを解釈する「他者」の視点と言葉によって覆い隠されてしまうため「自らを語ことができない者」に置かれているという。サバルタンが態度によって抵抗を表していても「他者」からは「抵抗が抵抗として認識されない」ために「自らを語ることができない者」にされていると指摘している（スピヴァク2008：81-83）。

2018年1月に東京都が発表した『住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査報告書』（東京都保健福祉局生活福祉部）では、ネットカフェや24時間営業の飲食店などで寝泊まりしている者は都内だけで約4,000人にのぼると推計したが、そのうち「悩み事などを相談できる人は誰もいない」者は41.3%を占めていた。このような「助けて」と声を出せない人びとは社会からは“見えない人々”となる。

2. 若年生活困窮者の生活史調査から見える「困難」

(1) シェルター利用者の生活史インタビュー調査

加美ら研究チームは科研費の助成を得て、2016年度に関西圏にあるA市の生活困窮者シェルター（緊急一時宿泊施設＝生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業）の元利用者17名に生活史研究の手法を用いてインタビュー調査に取り組んだ。

調査を行った“シェルター”は、従来は緊急一時宿泊事業（シェルター事業）と呼ばれ、国のホームレス対策の一環として運営されてきた。その後、2009年に「緊急雇用対策」の一環で「既存建築物の借上げ方式による緊急一時宿泊施設の増設」が打ち出され、「自治体による旅館、空き社員寮等の借上げ」（借上げ方式）によるシェルター事業が開始され、2011

年度からは厚生労働省「セーフティネット支援対策等事業」の「社会的包摶・『絆』再生事業」として実施されてきた。2015年度の生活困窮者自立支援法施行に伴い、旧シェルターサービスは「一時生活支援事業」に位置づけられている。

そのうちA市の生活困窮者シェルターには精神疾患・精神障害、知的障害、発達障害などを抱え、ホームレス状態に陥った生活困窮者、刑務所出所者やDV被害者などさまざまな背景のある生活困窮者が入所し、“生活困窮者の駆け込み寺”の側面を持つ緊急一時宿泊施設となっている。

今回のインタビューでは若年利用者を中心に生活史（ライフヒストリー）を聞き取り、その語りからどのように困難が積み重なっているのか考察した。調査では、①子ども時代の家庭環境と学校生活、②卒業後の労働と生活、③シェルターや福祉事務所などの支援、④現在の暮らしという時間軸で生活史の聞き取りを行い、子ども時代の環境や卒業後の雇用環境、社会保障・社会福祉における自立支援策といった「歴史と構造」（岸2016：156）がどのような影響を与えてきたのか検討した。なお、インタビュー内容は「シェルターサービス利用者の生活史から見える『貧困』の実相と生活困窮者支援の課題」日本医療総合研究所『国民医療』（2017年秋号、No336）に掲載しているが、ここではCさん（女性）とNさん（男性）という2人の若者の語りの一部を紹介する。

【Cさんの生活史】

①虐待の日々

「遊びに行こうと思っても、弟が『姉ちゃん、お腹すいた』って言うから…だから、小学校からほとんど遊んでない、友達と…何かもう、だんだんと嫌気がさってきてたもん、そのときから。いつになったら解放されるんだろうって」

母子家庭で育ったCさん（女性、20代半ば）は、パチンコ依存症の母親と内縁の夫から虐

待（身体的・ネグレクト等）を受け、小学4年生時に弟とともに児童養護施設に入所した経験がある。小学生からパチンコ依存症の母親に代わって食事づくりや弟の面倒など家の大半を担う毎日だったという。そうした日々でもCさんは中学1年頃までは高校進学を目指していた。しかし、母親からは「お前は高校、絶対無理」と言われ、それで完全に「グレ始めた」という。一方で家にお金を入れるため、中学2年から新聞配達も始めている。この頃からリストカットをはじめ、自傷行為も激しくなっていった。高校進学を諦めたCさんは学校では授業を「サボって」体育館の裏で遊ぶか、たまにゲームセンターに行くか、保健室で寝るかの日々だったという。

Cさんは中学卒業後、地元のスーパーでバッカヤードの仕事に就くが、先輩らからのいじめに耐えきれず半年で退職。その後、ファミレスの店員として就職したが、18歳未満にも関わらず夜11時まで働かされていた。しかもCさんの給料は母親が勝手に使い込んで、自分のものにならなかつたという。

「お母さんが貸してって言った金額は貸してて、プラスで勝手に通帳から抜かれてたみたいな。えっ、みたいな。通帳を見ると入ってるはずの貯めてる分の金額がほとんどないっていう。なんでみたいな」

仕事を辞め、ひきこもりがちになったCさんは、大量の飲酒とリストカットを頻繁に行い、飛び降り自殺を試みて、精神科病院に措置入院となつた。

「(1回目の)措置のときは、リストカットが頻繁やったりとか、飛び降りしようと思って高い所に上って、そこへ警察官が来てさあ…その日は警察署に泊って、次の日に、『病院に行こう』って連れて行かれた…その(措置入院)とき、まじ死にたいって思ったもんね。なんでみたいな…そのときは、病院の中でうちが暴れてたんよ。思いっきり暴れたって」

それ以降は母親から逃れるため自ら入院を

希望し、入退院を「数えきれんぐらい」繰り返すようになった。

「退院して入院して。ほんで、任意のときは、お母さんから逃げるため。わざわざ病院に行って、ケースワーカーと話して、入院したいって、もう無理やしと言つて…」

②シェルター相談員との出会い

退院後、母親の家に戻ることを避けるため、女性相談所（婦人相談所）や自立援助ホームに入所する生活を送っていたが、21歳頃、Cさんは地元を離れることを決める。夜行バスであっても東京に辿り着き、新宿駅で野宿生活をしていた。その時に近くの路上生活者から「ホームレス相談所」（福祉事務所）を紹介され、そこから女性専用の更生施設（生活保護法）へ入所することになった。更生施設入所中に精神保健福祉手帳と「愛の手帳」（療育手帳）を取得したが、更生施設ではひどい「いじめ」を受けたという。施設は集団生活の規律があり、さまざまな他人と一緒に行動しなければならない。Cさんにとって施設生活は恐怖の場でもあった。

「初めて会う人に対して、うち、絶対、自分から話しかけないから。向こうが話しかけてきても、怖いなと思うと、うちは黙る」

Cさんは施設の人間関係に悩み、施設職員とも衝突し、結局、施設を「自主退所」することになった。再び野宿生活となり、いつくかの都市を経てA市に辿り着き、シェルターに保護された。しかし、A市のシェルターは相部屋であった。他者との接触を避けるためロビーや外出して1日の大半を過ごしていたという。

「うまく人と話せないっていうのがあるから。人間関係がいちばん嫌…ほんとうは、逆に閉じこもりたかったんやけどさあ、相部屋ってさすがに無理やからさあ。干渉されるぐらいなら、外へ出て遊んだほうがましやと」

ただ、そうした日々の中でシェルター相談員との出会いが大きな支えになったという。

「何か愚痴を聞いてもらったりする分はめっちゃうれしかったな。何か悩みじゃないけど、自分がこういう経験してたっていうような話とかすると、自分の気が楽になる。とか、困ったことやないけど、自分が嫌やって思うことをうち、ずうっとためる人やってさあ、それを一気にどっかで爆発させる人やったから、それが半分ぐらい減ったかなって…。だって、愚痴をこぼして、そのあとおもしろい話を始めるとき、止まなくなるもん…」

他人から話しかけられることは恐怖で、黙ることで自分を守ろうとしてきたCさんにとって、はじめて安心して話せる支援者と出会ったという。その後、Cさんはシェルター退所し、居宅保護でひとり暮らしを始めるようになった。最近、荷物配達仕分け作業の仕事を始めたという。収入は月8万円程度あり、「半福祉半就労」で暮らしている。今も時折、リストカットはある。ただ、ストレスがたまつたときは「ひとりカラオケに行く」といった対処法を身に着けたと話していた。

居宅保護になってから担当ケースワーカー(CW)の家庭訪問は3ヶ月に1回程ある。しかし、担当CWと話すことはほとんどない。

「特にしゃべんない、あんまりしゃべんなくて、5分いるか、いないかぐらいで帰る。（体調について）こうこうこうですって言って説明して、言ったら『わかりました。じゃあ帰ります』みたいな…必要最低限だけ聞いて帰る」

生活保護担当CWとの信頼関係は希薄だが、シェルター退所後もシェルター相談員との信頼関係は強く、頼る人のいないCさんの地域生活の精神的支えとなっていた。

【Nさんの生活史】

①気づかれない障害

一方、Nさん（男性、30代半ば）の子ども

時代の語りは少ない。父・母・兄の4人家族で、中学1～2年頃に両親が離婚したこと、学校の勉強が苦しかったことを語っている。

「テストとかあっても、もう開き直って、もうわからんし、適当に書いてた。もうわからん、白紙で…高校行こうか思うて、その行く頭がなかっただいうか。勉強が全然ね。全然ついていけへんかった」

実はNさんはごく最近になって知的障害の療育手帳を取得したが、小中学校では障害児学級や特別支援学校ではなく、通常クラスに在籍していた。中学卒業前に自衛隊の入隊試験を受けたが、国語や数学などができず不合格となっている。父母はNさんの就職に関しても「自分が好きにしたらいい」というだけで、ほったらかしだったという。17歳の頃、Nさんが窃盗事件を起こした時も父親には連絡しておらず、すでに家族との関係は途絶えていたという。現在、父、兄とも居場所はわからず、父親についてはすでに戸籍から除籍したという。他方、母親についての語りは一切ない。

中学卒業後、学校紹介で和菓子屋に就職したNさんは、仕事について「ただ機械のボタン、自動運転を押してね、それで。なんか材料入れるだけですむ。だから、もう単純な作業なんで。単純なんで、そういうのは覚えられた」と話していたが、2年程でリストラされた。理由は「中卒の人は採用もうせえへんみたいな感じ」だったという。別の飲食店に勤めたがそこを10ヵ月で退職した。17歳の頃、お金が底をつき、窃盗事件を起こして少年鑑別所に入った。

②福祉事務所の就労支援

鑑別所退所後はある県の児童自立支援施設に入所し、その後、保護司の紹介で公益団体に就職したが、3ヵ月で退職。その後もパン製造会社、居酒屋、鉄工所、自動車部品工場など、寮付きの仕事を求めて全国各地を転々とする生活を送っていた。しかし、そうした

不安定な生活は長くは続かない。24歳（2007年）の頃、仕事が途絶えた。

A市へ戻ったが、路上生活となったNさんは、福祉事務所でパンや牛乳の支給を受けていたが、福祉事務所から生活保護制度などの詳しい説明はなかったという。炊きだして出会った仲間の情報から市内の福祉事務所に相談に行ったところ、ホームレス自立支援センターを紹介された。センターに入所したNさんはパートの仕事を何とか見つけ、「就労自立」として退所したが、センター退所後にパートの仕事を退職してしまい、居宅保護となつた。居宅保護中に今度は大手電機メーカーの工場の求人を見つけ就職したが、工場の仕事は「スピード速かった」と語っている。

結局、Nさんは電機メーカーの工場を辞め、今度は寮付きの大手自動車メーカーの工場に期間雇用で就職する。収入も増えたことで、保護廃止となつた。しかし、今度はカードローンの借金を抱えてしまう。Nさんは自動車工場を退職、A市に戻る決断をする。その後、失業保険が切れ、社協の貸付金を借りて住居費にあてていたが、生活費が底をつき、再度、生活保護となつた。

その時、生活保護の担当CWから毎日のように「仕事を探すの、早う探してください」といわれ、「精神的にきつかった」と語っていた。とにかく早く就職するために近くの大手自動車工場に就職したが、やはりラインのスピードが速く、ついていけず再び退職となつた。すると、再び福祉事務所から就職を「早うせえ、早うせえって」と言われ、「そんなん言うんやつたら、戻ろうか」と考え、以前働いていた自動車工場に期間工として再就職した。工場では1年以上働いたが、仕事はきつかった。

「2交代やからね、朝起きて夜勤、夜やって…このときからもう酒の量が増えてきたんですよ。お酒。体が、精神的にね。無理やりお酒で寝さそうと思ってね。日に日に…ちょっともうつらかった」

Nさんは「お金よりも体かな」と考え、契

約は延長せず退職。失業保険が切れ、リゾートホテルの住み込みの仕事を見つけて就職したがそのホテルは人手不足で、休憩時間も取れない状況だった。ホテルを退職したNさんは住居と生活費がなくなり、再び生活保護を受給することになったが、居宅保護ではなく、救護施設入所を言われた。

入所した救護施設は外出制限が厳しく、「それがいちばん嫌やった」という。Nさんは「仕事を探しにいく」といって施設を退所。その後、A市の福祉事務所からシェルターに入所した。

現在、Nさんは無料低額宿泊施設（Yホーム）に入所している。施設長の勧めで、Nさんは療育手帳（知的障害者）をつくることになった。いまはYホームで生活保護を受給しながら、障害者作業所（B型）に通う毎日である。手帳を取得してから担当CWは「（早く仕事を探せと）あんまり言わん」ようになつたという。施設長に支援してもらい借金整理も終え、ほっとしたと語っていた。新たに通い出した作業所については次のように語っていた。

「まあゆっくりした事業所なんで…仲良しちゃうね。…ただ、時給がえらい安いなあって」「時給1,300円もらってた人間が、あそこ（作業所）で…」

自動車メーカーの工場で求められる素早い作業とは違う、ゆったりとした流れの中での就労は、Nさんにとって自分のペースで作業ができるという「安心感」と「報酬の物足りなさ」という両面が語られていた。これまで自動車工場のライン作業など一般就労でさまざまな仕事を転々としてきたNさんにとり、障害者雇用での就労は働き方の選択肢を広げることにつながった側面はあるだろう。また、支えてくれる人が身近にいることの安心感は、断片的な言葉からも感じられた。

(2)孤立化した労働と家族～気づかれない「困難」、問われる「自立支援」～

今回のシェルター利用者17名へのインタビューからいくつかのことが見えてきた。ひとつは子ども時代から大人になる過程で安心して暮らせる環境にあった人はほとんどなく、学校でも心に留めてくれる人との出会いについての語りはほとんどなかったということである。不安定化する雇用と脆弱な社会保障制度のなかで、成人後、家族崩壊や家族からの暴力と愛憎から逃れるように家を離れ、住居喪失状態になる姿があった。成人後も虐待の影響に苦しみ、精神的不調や見えにくい障害を抱えながら日々を生き、積み重なる困難をひとりで取り扱うことは難しい現実であった。

インタビューでは家族からの暴力、支配、桎梏が語られ、「閉ざされた家族」のなかで追い込まれ、無力化され、声を失っていく姿が浮かび上がってくる。日本の社会保障・社会福祉システムは、子育て・介護などのケアを家族責任、とりわけ女性に依存するというジェンダー規範を基盤に形成されており、子育て・子育ちの社会化は立ち遅れている。インタビューで語られた家族との桎梏も、社会保障・社会福祉費の抑制と自己責任・家族責任を強調する家族政策が背景にある。

インタビューでは就労支援の偏重は「貧困」を個人的問題に矮小化し、「自立支援」の名目で低劣で不安定な労働による「自立」を促進させる危険性があることも浮き彫りになった。近年、国は稼働能力を有する生活保護受給者等に対し、短期での保護脱却と労働義務を強調した就労支援を進めているが、そこには人材ビジネス等の活用によって顕在的失業者を労働市場に誘導する政策的意図が含まれている。就労支援には「自立と要保護の境界線上」に置かれた「半失業」状態の貧困層を再生産する装置としての機能があることに留意しなければならない。

新自由主義的価値規範が浸透し、階級社会化と「生きづらさ」が深まる社会のなかで、困難に直面している人が「助けて」という声を出すことは容易ではなくなっている。子どもや若者たちをどう支えていくのか。まずは若者をとりまく困難を理解し、彼らの「声にならない声」を受け止め、ありのままの自分

で居られる場、安心して声を出せる場を社会・地域に創り出す必要がある。そして、若者自らが声をあげることを支え、その発達と権利を獲得していく共同性（アソシエーション）をどのように広げていくのか、これからも可能性を探っていきたい。

（かみ よしふみ・会員、佛教大学社会福祉学部教授）

（引用文献）

内田千代子（2010）「21年間の調査からみた大学生の自殺の特徴と危険因子—予防への手がかりを探るー」『精神神経学雑誌』第112巻第6号

- 志賀信夫（2016）『貧困理論の再検討』法律文化社
 Lister.Ruth（2004＝2011）（松本伊智朗監訳・立木勝訳）『貧困とはなにか』明石書店
 ガヤトリ・スピヴァク（1998）上村忠男訳『サバルタンは語ることができるのか』みすず書房
 ガヤトリ・スピヴァク（2008）大池真知子訳『スピヴァクみずからを語る一家・サバルタン・知識人一』岩波書店
 岸政彦・石岡丈昇・丸山里美（2016）『質的社会調査の方法』有斐閣

研究部会報告

- ・労働時間健康問題研究部会（3月29日）

労働総研クオータリー2018年春季号の特集『安倍「働き方改革」と労働時間規制の課題』の中の「生活から労働時間問題を考える」をテーマに斎藤力事務局次長が、①「暮らし方」の観点を欠いた「働き方改革」、②生活時間調査から見た日本の特徴と問題、③労働者が安心して生活するためには何が必要か、を柱に報告した。論議は、1日8時間労働制の重要性、日本での労働時間・残業の上限規制の課題、労働組合の労働時間規制の取り組みと課題、労働時間生活時間調査の重要性など。佐々木昭三部会責任者からは、「青年労働者の過労死と過重労働」の報告として、電通高橋事案、北海道KKR新卒看護師事案、愛知での青年労働者の過労死事案を紹介した。論議は、なぜ青年労働者が過労死に追い込まれるのかを、職場の過重労働とハラスメント、労働組合と労働安全衛生体制（産業保健スタッフ体制）、労務管理と職場の人間関係など。

4月の研究活動

4月15日 労働組合研究部会

4月の事務局日誌

4月5日 労働法制中連事務局団体会議

前号の訂正

前号（4月号）6ページの図「主要国における統計機関の職員数」の資料出所を「産経新聞」2019年2月20日としていましたが、2月10日の誤りでした。訂正します。